

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件(監査のテーマ)

#### (1) 外部監査の対象

農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

#### (2) 外部監査対象機関

農林水産局

#### (3) 外部監査対象期間

自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日

(必要に応じて現年度及び過年度についても対象とした)

### 3 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由

広島県における森林は、急傾斜地にあることが多く、地すべりや山腹崩壊などの山地災害を引き起こすことがある。森林には、農業には十分な水を供給し、漁業にはプランクトンの生成に必要なミネラルを供給するという働きがある。しかしながら、保水力の低下により、その働きを十分果たしているとは言いがたい。

災害防止や環境保全、農業や漁業の健全な発展のためには、森林の持つ災害調節機能が確保されなければならない。

広島県の山林は、小規模山林の所有者が多く、事業としての林業の生産性は低く、加えて、輸入木材の増加により、立木価格は昭和 50 年代から大幅に下落し、林業所得は著しく低い。

また、森林に関する政策を実行するには、その多くを森林組合に頼っており、健全経営を行う森林組合の育成は急務である。

広島県においては、平成 19 年に「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、5 年間の独自課税をしている。

この独自課税は、平成 15 年に高知県が実施し、多くの都道府県が採用をしている制度である(個人年額 500 円、法人は年額均等割額の 5%相当額)。

広島県は、平成 23 年度に 5 年間の課税期間満了後、平成 24 年より再度 5 年間の独自課税をすることとしている。

広島県においては、平成22年12月に「中期財政健全化計画」を策定し、政策的経費の見直しを掲げ、事業目的の妥当性、事業の有効性及び事業の効率性の観点に立ち、ゼロベースから抜本的に見直しをすすめている。

森林に関係する分野における補助金の妥当性及び効率的に予算の使用がなされているかを検証することは、現下の状況においては有意義である。

この観点から「農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

平成23年度予算審査資料に基づいて、農林水産局の所掌である次の3つの基金事業を監査対象として選定することとした。

- 1 広島県森林整備地域活動支援事業基金
- 2 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業
- 3 ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)

#### 4 外部監査の方法

##### (1) 監査の着眼点

補助金は、国・県・市町の財政支出を伴い、それは私達納税者の税を主な原資としている。

したがって、補助金は、それを受ける者と受けない者の不公平は許容される範囲内のものであるか、その交付が民間事業者を圧迫するものではないか、当該補助金の交付は公益上必要であるかということが問われる。

本監査では次のような判断基準を基に監査を実施した。

- ・ 補助金の目的・趣旨は何か
- ・ 補助金の支出の公益性はあるか
- ・ 補助金支出は有効な効果を発揮しているか
- ・ 補助金を受ける事業者の維持管理義務は何か
- ・ 補助金の申請手続・支出事務は適正になされているか
- ・ 補助金は特定の者の利益となっていないか
- ・ 支出後の検査・確認は十分に行われ、適正性は担保されているか
- ・ 補助金の優先順位は考えられているか
- ・ 二重の補助金はないか
- ・ 補助金は真に必要とする者に行き渡っているか

##### (2) 主な監査手続

監査の対象とした3つの基金事業は、農林水産局の林業課・森林保全課が所掌しており、事業執行の主たる事業者である森林組合の監督は、団体検査課が

行っている。そこで、担当課の行う財務事務及び組織運営について、担当者から説明資料の提示を受け、質疑応答を行った。

① 基金事業制度の把握と確認

基金条例・実施要領・実施要領の運用に基づいて運営されているので当該資料の提示を受けた

② 事業の実施による補助金額の確認

③ 事業の流れ、補助金の流れの確認

森林関係の補助金の多くは、一部国からの補助金を受け、広島県から市町へ交付され、市町はその多くの事業実施を森林組合に依存している。そこで、実施監査先として神石郡森林組合、佐伯森林組合を選定した。

④ 森林組合の実態把握

基金事業の実施状況を監査するためには、森林組合の実態把握が必要と考え、団体検査課に赴いて、広島県の各森林組合の総会提出資料を確認した。

まず、広島県農林水産事務所(東部・西部)において申請書・交付決定書・事業報告書等を確認した。

次に、市町(廿日市市・神石高原町)に赴いて、市町の申請事務・交付金事務・報告事務等を確認した。

最後に、森林組合(神石郡森林組合・佐伯森林組合)に赴いて、次のとおり実地監査を行った。

A 組合事務所における確認

a 組合概要の把握

- ・ 決算報告書
- ・ 組織図
- ・ 法人税申告書, 消費税申告書

b 補助金事業に係る基礎資料の確認

- ・ 各種契約書
- ・ 林業団地図
- ・ 作業日報, 作業報告書
- ・ 補助金請求計算根拠資料
- ・ 給与確認のための一人別徴収簿

B 現場監査

森林の作業用路網の開設, 間伐の実施, 森林作業用機械の稼動状況確認のため, 現場の森林に赴いて監査を実施した。

## 5 外部監査の実施期間

平成24年10月11日より平成25年3月31日まで

## 6 監査日数

## (1) 監査日数

	監査延日数
予備調査	4.5
現地調査 ((2)現地調査の内訳参照)	49.5
報告書作成	67.5
合計 (うち包括外部監査人)	121.5 (25.5)

## (2) 監査対象先及び現地監査日数の内訳

監査対象先		監査日数	
		日数	延日数
1	広島県農林水産局	7	18.5
2	東部農林水産事務所	1	4
3	西部農林水産事務所	1	3
4	神石高原町役場	1	6
5	廿日市市役所・佐伯支所	1	6
6	神石郡森林組合	1	5
7	佐伯森林組合	1	7
合計 (うち包括外部監査人)		13 (11.5)	49.5 (11.5)

## 7 外部監査従事者

包括外部監査人	税 理 士	山 田	毅 美
補助者	弁 護 士	原垣内	美 陽
	公認会計士	吉 中	邦 彦
	税 理 士	親 谷	順 子
	税 理 士	高 橋	誠
	税 理 士	鶴 岡	敦
	社会保険労務士	前 田	章 湖

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9 当報告書で使用する用語

当報告書で使用する用語は、次のとおり国語辞典(大辞林)によっている。

- 【不正】 正しくないこと。正当でないこと。  
(従って、本監査で「不正」という用語を用いても、当該行為が刑事処分に該当すべき行為であるということを意味するものではない。)
- 【不当】 ① 道理に合わないこと。適当でないこと。  
② 違法ではないが、法規定の趣旨・目的に照らして妥当でないこと。
- 【不適】 適さないこと。あてはまらないこと。
- 【適当】 ある状態・目的・要求などにぴったり合っていること。ふさわしいこと。
- 【適正】 適当で正しいこと。
- 【適切】 ぴったり当てはまること。ふさわしいこと。
- 【正当】 道理にかなっていること。正しいこと。
- 【正しい】 真理・事実に合致している。誤りがない。
- 【べき】 (助動詞) ① 当然のなりゆき、あるいはそうなるはずの事柄を述べる。  
② 義務づける意味を表す。
- 【たい】 (助動詞) 話して自身の希望を表す。
- 【改善】 物事をよい方に改めること。

第2 農林水産局の概要

広島県の農林水産局の概要は以下のとおりである。

1 組織図

(平成 24 年 4 月 1 日現在)



## 2 組織と業務内容

課 名	業 務 内 容	人 員 (平成24年4月現在)
農林水産総務課	(1) 農林水産局の庶務に関すること (2) 農林水産局所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること (3) 農林水産物の販売に係る戦略的な広報に関すること (4) 農林水産局における人権問題対策の推進に関すること (5) 農林水産事務所に関すること(他局及び農林水産局中他課の所掌に属するものを除く) (6) 財団法人広島県農林振興センターの指導に関すること(農林水産局中他課の所掌に属するものを除く) (7) 農林水産局中他課の所掌に属しないこと	人 員 行政職 27 <u>再任用 2</u> 合 計 29人
団体検査課	(1) 農業協同組合の監督に関すること (2) 農業共済事業に関すること (3) 独立行政法人農業者年金基金の受託者の検査に関すること (4) 農業倉庫に関すること (5) 広島県農業共済保険審査会に関すること (6) 水産業協同組合の監督に関すること (7) 森林組合の監督に関すること	人 員 行政職 13 <u>嘱託員 3</u> 合 計 16人
林 業 課	(1) 林業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること (2) 県産材の販売体制の確立及び販売戦略の強化に関すること (3) 林業普及指導事業に関すること (4) 森林計画の編成及び運営に関すること (5) 市町村森林整備計画及び森林経営計画に関すること (6) 森林整備地域活動支援事業の推進に関すること (7) 入会林野等の高度利用に関すること (8) 林業金融に関すること	人 員 行政職 39 <u>臨時職員 2</u> 合 計 41人

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 林業労働に関する事</li> <li>(10) 林業用の種苗に関する事</li> <li>(11) 林産物の生産及び流通に関する事</li> <li>(12) 林業・木材産業等振興施設整備事業の推進に関する事</li> <li>(13) 林業従事者の育成及び指導に関する事</li> <li>(14) 林業・木材関係団体等の指導に関する事 (団体検査課の所掌に属するものを除く)</li> <li>(15) 造林事業に関する事</li> <li>(16) ひろしまの森づくり事業(県産材の消費拡大支援に係るものに限る)に関する事</li> <li>(17) 林道事業に関する事</li> <li>(18) 間伐の促進に関する事</li> <li>(19) 広島県森林審議会に関する事</li> </ul>	
<p>森林保全課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緑化及び県民参加の森づくりに関する事</li> <li>(2) ひろしまの森づくり事業に関する事(林業課の所掌に属するものを除く)</li> <li>(3) 森林病虫害等の防除に関する事</li> <li>(4) 森林火災予防の指導に関する事</li> <li>(5) 森林国営保険に関する事</li> <li>(6) 県営林の管理及び経営に関する事</li> <li>(7) 水源林造成事業の推進に関する事</li> <li>(8) 財団法人広島県農林振興センター等の分取造林に関する事</li> <li>(9) 民有林の開発規制に関する事</li> <li>(10) 保安林及び保安施設地区に関する事</li> <li>(11) 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成16年広島県条例第1号)に関する事</li> <li>(12) 治山事業に関する事</li> <li>(13) 地すべりの防止に関する事(森林の保全に係るものに限る)</li> <li>(14) 広島県緑化センターに関する事</li> <li>(15) 広島県立広島緑化植物公園に関する事</li> </ul>	<p>人 員 行政職 22人</p>

## 3 組織別職員数

(平成24年4月1日現在)

	課 (所) 名	現 員
本 庁	農 林 水 産 総 務 課	32
	団 体 検 査 課	13
	農 業 担 い 手 支 援 課	24
	園 芸 産 地 推 進 課	8
	農 業 販 売 戦 略 課	14
	農 業 技 術 課	25
	畜 産 課	19
	林 業 課	39
	森 林 保 全 課	22
	水 産 課	37
	農 林 整 備 管 理 課	13
	農 業 基 盤 課	21
	本 庁 計	267
地 方	西 部 農 林 水 産 事 務 所	99
	呉 農 林 事 業 所	38
	東 広 島 農 林 事 業 所	37
	東 部 農 林 水 産 事 務 所	55
	尾 道 農 林 事 業 所	45
	北 部 農 林 水 産 事 務 所	76
小 計	350	
機 関	県 立 農 業 技 術 大 学 校	15
	小 計	15
	西 部 農 業 技 術 指 導 所・西 部 病 害 虫 防 除 所	41
	東 部 農 業 技 術 指 導 所・東 部 病 害 虫 防 除 所	34
北 部 農 業 技 術 指 導 所・北 部 病 害 虫 防 除 所	26	
小 計	101	
機 関	西 部 畜 産 事 務 所・西 部 家 畜 保 健 衛 生 所	32
	東 部 畜 産 事 務 所・東 部 家 畜 保 健 衛 生 所	19
	北 部 畜 産 事 務 所・北 部 家 畜 保 健 衛 生 所	20
	小 計	71
地 方 機 関 計	537	
合 計	804	

## 第3 監査対象補助金の沿革と概要

## 1 広島県森林整備地域活動支援事業基金(広島県森林整備地域活動支援事業)

補助金名称	広島県森林整備地域活動支援事業基金(広島県森林整備地域活動支援事業)
沿革	<p>○本事業は、平成13年の「森林・林業基本法」で「森林所有者等による・・・森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行う」ことが規定されたことを受け、平成14年度に創設された。</p> <p>支援する地域活動は、年間を通じて実施されるため、国の交付決定や概算払いの時期にとらわれずに交付金を交付できる仕組みをつくるため、県に基金を創設し、予め必要な国費を積み立て、弾力的に活用する仕組みとなった。</p> <p>○林野庁では、学識者等による検討会を平成17年に設置し、平成19年度以降は施業・経営の集約化の支援に重点をおくこととなった。このため平成19年度予算では、施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」を新たに支援対象とするなどの見直しを行った。さらに、平成21年12月に林野庁で策定された森林・林業再生プランの円滑な推進のため、集約化への支援に重点化することとされ、平成23年度の見直しが行われた。また、平成23年度より、「森林整備地域活動推進交付金」として位置づけられていた推進事務費が「森林整備地域活動支援事業」に一体化された。</p>
制度の概要	<p>○交付を受けるためには、事業主体は地域活動を行おうとする森林の所在する市町と協定を締結する。協定を締結後、市町は県に交付申請を行う。</p> <p>事業主体は協定の締結後、協定に沿って地域活動を実施し、実施した結果を取りまとめた報告書等を市町へ報告する。</p> <p>報告を受けた市町は報告書等を確認し、市町は県の農林水産事務所へ実績報告書を提出し、県はこれを審査する。その結果が適正であれば、県は市町へ、市町から協定締結者へ交付金が交付される。なお、本事業は以下の3つのメニューによって構成されている。</p>

	<p>① まとまりを持った森林を一体的に経営するための森林経営計画作成を行う事業体を支援する「森林経営計画作成促進」(H23年は要望がないため実施せず)</p> <p>② 森林の間伐を行うため、森林の現況を調査するなどして、施業箇所(5ha以上)を取りまとめ、森林所有者から同意を得る事業体を支援する「施業集約化の促進」</p> <p>③ 既存の路網を、平成23年度から作設が始まった森林作業道の規格相当へと転換するための改良工事と、路網の点検作業を支援する「作業路網の改良活動」</p>
<p>制度の目的・趣旨</p>	<p>林業採算性の悪化などにより、適切な施業の実施が十分に行われず、森林の多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される中、木材生産の低コスト化、安定化を図るため、間伐等の実施に必要な、集約化、路網の整備等を推進している。</p> <p>本事業では、効率的・計画的な間伐を行う仕組みを構築するため、林業事業体による集約的な施業地確保、及び施業に必要な路網の改良を支援する。</p>
<p>補助金を受ける要件</p>	<p>○「施業集約化の促進」</p> <p>① 協定の対象となる森林の要件 次のすべてを満たす森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低コスト林業団地に H23 年度までに位置づける森林</li> <li>・ 森林施業計画の対象森林又は特定間伐等促進計画</li> <li>・ 集約化実施計画又は森林共同施業団地対象民有林(ただし、次の森林は除く。 公有林, 大企業有林, 水源林造成事業による造成林, 国立大学法人有林, H22 年度本事業の「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」が実施された森林, 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林)</li> </ul> <p>② 交付対象者 対象森林において「施業集約化の促進」を実施する者</p> <p>③ 交付の対象となる地域活動 森林調査, 合意形成活動, 境界確認</p> <p>④ 交付対象面積(協定の対象森林の中で, 交付の積算基礎となる森林)</p>

	<p>次のいずれか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ③の地域活動を実施し、間伐、または除伐を行うことについて、書面により森林所有者の同意が得られた森林</li> <li>・ 森林の現況調査、境界確認等を行い、その成果を公開する森林(書面により、森林所有者へ同意が得られていること)</li> </ul> <p>○「作業路網の改良活動」</p> <p>① 協定の対象となる森林の要件 低コスト林業団地に H23 年度までに位置づける森林、かつ、森林施業計画の対象森林 (ただし、公有林、大企業有林、水源林造成事業による造成林、国立大学法人有林、当年度に他の補助事業により作業道の開設・改良が行なわれる作業道は除く)</p> <p>② 交付対象者 対象となる森林施業計画の作成主体(森林組合、素材生産業者等)</p> <p>③ 交付の対象となる地域活動 協定内の路網の点検、及び改良工事</p> <p>④ 交付対象面積(協定の対象森林の中で、交付の積算基礎となる森林) ③の地域活動を行った森林施業計画のうち、人工林の面積</p>
補助基準	<p>○2 メニュー共通 交付金の返還にあたる場合(該当する森林面積分の交付額を返還)</p> <p>① 交付対象者の申出により協定が廃止され、新たな協定が締結されない場合。</p> <p>② 協定期間中に森林の転用、売渡し等により積算基礎森林が減少した場合。</p> <p>③ 交付対象者が森林法第 16 条の規定により協定の対象となっている森林施業計画の認定を取り消された場合(協定期間終了後も含む)。</p> <p>④ 交付対象者が対象行為の実施状況について、虚偽の報告をした場合又は積算基礎森林の減少に際し協定を変更の申出を行わなかった場合。</p>

	<p>⑤ 森林施業計画期間中かつ協定期間終了後に森林の転用売渡し等により、積算基礎森林が減少した場合          (*②と⑤は公用、公共用、地方自治体への売却を除く)</p> <p>○「施業集約化の促進」</p> <p>① 交付単価の適用</p> <p>交付単価を適用するには、一集約化実施計画当たり、施行面積が 5ha 以上かつ 10 m<sup>3</sup>/ha 以上の間伐施業について書面による森林所有者の同意が必要。</p> <p>なお、この同意を得た間伐は地域活動を行った次年度までに実施すること(公開の同意を得た場合を除く)。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;集約化実施計画&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>間伐単価を適用</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【実施単位 (補助金申請単位など)】</b></p> <p>施行面積：5.5ha/年              搬出材積：55m<sup>3</sup> (平均 10m<sup>3</sup>/ha)</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>施行面積：2.5ha 搬出材積：35m<sup>3</sup></p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>施行面積：2ha 搬出材積：20m<sup>3</sup></p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>1ha 搬出無し</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>除伐単価を適用</b></p> <p style="text-align: center;"><b>【実施単位】</b></p> <p>施行面積：7ha/年              搬出材積：35m<sup>3</sup>              (平均 5m<sup>3</sup>/ha)</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>施行面積：2ha 搬出材積：35m<sup>3</sup></p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>施行面積：5ha 搬出無し</p> </div> </div> </div>
--	--

<集約化実施計画>

**(適用外)**

施行面積：5ha  
搬出材積：35m<sup>3</sup>

※同一集約化実施計画内に間伐単価が適用出来る施行地がない場合は交付金の対象とならない。

	<p>《1ha 当たり交付単価》</p> <p>○施業集約化の促進</p> <table border="1" data-bbox="517 389 1374 589"> <thead> <tr> <th colspan="2">積算基礎森林</th> <th rowspan="2">①県交付額の上限</th> <th rowspan="2">②市町交付額の上限</th> </tr> <tr> <th>施業種</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">間伐</td> <td>境界不明瞭</td> <td>36,000円</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>境界明瞭</td> <td>24,000円</td> <td>32,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(* 要領等にある「除伐」は本県では実績無し)</p> <p>○作業路網の改良活動</p> <table border="1" data-bbox="517 696 1374 797"> <thead> <tr> <th>積算基礎森林 (人工林)</th> <th>①県交付額の上限</th> <th>②市町交付額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3,750円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	積算基礎森林		①県交付額の上限	②市町交付額の上限	施業種	区分	間伐	境界不明瞭	36,000円	48,000円	境界明瞭	24,000円	32,000円	積算基礎森林 (人工林)	①県交付額の上限	②市町交付額の上限		3,750円	5,000円
積算基礎森林		①県交付額の上限	②市町交付額の上限																	
施業種	区分																			
間伐	境界不明瞭	36,000円	48,000円																	
	境界明瞭	24,000円	32,000円																	
積算基礎森林 (人工林)	①県交付額の上限	②市町交付額の上限																		
	3,750円	5,000円																		
<p>その他</p>	<p>《審査》</p> <p>○事業主体(森林組合等) 実施状況報告書, または実施結果報告書, 及び添付資料を市町へ報告。</p> <p>○市町 書類審査, 及び, 「作業路網の改良活動」については現地確認を行い, 審査の上, 報告書を作成し, 県の農林水産事務所へ提出。</p> <p>○県 農林水産事務所 市町から提出された報告書や市町審査資料により書類審査。</p>																			

2 広島県森林整備加速化・林業再生基金事業

補助金名称	広島県森林整備加速化・林業再生基金事業	
沿革	<p>国の平成 21 年度第 1 次補正予算に係る「森林整備加速化・林業再生事業」を受け、広島県では平成 21 年 6 月補正予算で「森林整備加速化・林業再生基金」を設置し、平成21年度から 23 年度まで同基金事業に取り組んだ。</p> <p>※ 国の平成 23 年度第 3 次補正予算において、「森林整備加速化・林業再生事業」の延長(復興木材安定供給等対策)が、また、第4次補正予算において、同事業の積み増し(森林・林業人材育成加速化事業)が決定した。</p> <p>これを受け、県では引き続き、平成 24 年度から 26 年度まで同基金事業に取り組んでいる。</p>	
制度の概要	<p>間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費として、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受け、基金を造成し、本事業を実施する。</p>	
制度の目的・趣旨	<p>地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受けて造成した基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づいて、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることとする。</p>	
補助金を受ける要件	表 1 事業ごとの交付対象となる事業主体	
	メニュー	事業主体
	① 地域協議会の運営, 調査・調整, 計画作成, 普及等	地域協議会 (以下,「協議会」という)

	<p>② 間伐</p>	<p>県及び協議会の構成員のうち、市町、森林組合、県森林組合連合会、(財)県農林振興センター、林業経営体等</p>
	<p>③ 林内路網整備</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、森林組合連合会、(財)県農林振興センター、施業受託者等</p>
	<p>④ 森林境界の明確化</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業体、森林境界明確化のために設立された協議会等</p>
	<p>⑤ 里山再生対策</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、その他県知事が認めるもの</p>
	<p>⑥ 高性能林業機械等の導入</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、林業公社、施業受託者、流域森林・林業活性化センター等</p>
	<p>⑦ 木材加工流通施設等整備 ※ うち、木質バイオマス加工流通施設等整備</p>	<p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人等</p> <p>協議会の構成員のうち、市町、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組</p>

		合法人, 一部事務組合, 社会福祉法人, PFI 事業者, 民間事業者等
	⑧ 木造公共施設等整備	協議会の構成員のうち, 市町, 森林組合, 森林組合連合会, 林業者等の組織する団体, 木材関連業者等の組織する団体, 地方公共団体等の出資する法人, 農業協同組合, 農業協同組合連合会, 農事組合法人, 地方公共団体の組合, 特別区, 一部事務組合, 社会福祉法人, 医療法人, PFI 事業者, 民間事業者等
	⑨ 木質バイオマス利用施設等整備	協議会の構成員のうち, 市町, 森林組合, 森林組合連合会, 林業者等の組織する団体, 地方公共団体等の出資する法人, 農業協同組合, 農業協同組合連合会, 農事組合法人, 一部事務組合, 社会福祉法人, PFI 事業者, 民間事業者等
	⑩ 間伐材安定供給コスト支援	上記⑨に同じ
	⑪ 流通経費支援	協議会の構成員のうち, 市町, 森林組合, 生産森林組合, 森林組合連合会, 森林所有者等の協業体, 林業者の組織する団体, 地方公共団体等が出資する法人, 林業事業体, 木材関連業者等の組織する団体, 地域材を利用する法人等
	⑫ 利子助成	上記⑪に同じ
	⑬ 地域材利用開発	協議会の構成員のうち, 住宅生産者, 林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体, 大学等の試験研究機関等

補助率		
	メニュー	事業主体
	① 地域協議会の運営, 調査・調整, 計画作成, 普及等	定額 (10/10 以内で交付対象経費以内)
	② 間伐	定額(交付対象経費以内) ※市町付帯事務費については, 交付対象経費の 1/2 以内
	③ 林内路網整備	定額(交付対象経費以内) ※市町付帯事務費については, 交付対象経費の 1/2 以内
	④ 森林境界の明確化	定額(交付対象経費以内) ※市町付帯事務費については, 交付対象経費の 1/2 以内
	⑤ 里山再生対策	定額 (1/2 以内で, 交付対象経費以内)
	⑥ 高性能林業機械等の 導入	定額 (1/2 以内で, 交付対象経費以内)
	⑦ 木材加工流通施設等 整備	定額 (1/2 以内で, 交付対象経費以内)
	⑧ 木造公共施設等整備	定額 (3/4 以内で, 交付対象経費以内)
	⑨ 木質バイオマス利用施 設等整備	定額 (3/4 以内で, 交付対象経費以内)
	⑩ 間伐材安定供給コスト 支援	定額(交付対象経費以内)
	⑪ 流通経費支援	定額(交付対象経費以内)
	⑫ 利子助成	定額(交付対象経費以内)
	⑬ 地域材利用開発	定額(交付対象経費以内)

3 ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)

補助金名称	ひろしまの森づくり基金(ひろしまの森づくり事業)				
沿革	<p>○平成15年度に高知県で導入されて以来, 森林整備等を主な目的として, 都道府県が独自課税(県民税の上乗せ課税)を導入する取り組みが増加してきた。</p> <p>○広島県においても「ひろしまの森づくり県民税条例」及び「ひろしまの森づくり基金条例」を制定し, 平成19年度から「ひろしまの森づくり事業」を実施している。</p> <p>○課税期間は平成19年4月1日から平成24年3月31日までであったが, 平成29年3月31日まで5年間延長された。</p>				
制度の概要	個人県民税均等割額に500円, 法人県民税均等割の5%相当額を上乗せ課税したものを財源とし, 主に手入れされずに放置された森林を整備するため, 必要な経費を市町を通じて補助・支援している。				
制度の目的・趣旨	県土の保全や水源のかん養など, 県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるため, 県民に広く薄く負担をお願いし, 県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進する。				
補助金を受ける要件	<p>○環境貢献林整備事業</p> <p>補助対象となる事業主体:①市町, ②林業等労働力の確保に関する法律に基づき知事の認定を受けた認定事業主(以下「認定事業主」という。), ③森林所有者, ④その他市町の長が事業を遂行することが適切であると認めた者</p> <p>表1 メニューごとの補助要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 助 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人工林健全化 (伐採率30%以上)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林齢16～60年生</li> <li>・ 環境貢献林整備事業に関する協定を締結した人工林</li> <li>・ 過去に15年間一度も森林整備が行われていない人工林</li> <li>・ 分収林契約を締結していない人工林</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補 助 要 件	①人工林健全化 (伐採率30%以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林齢16～60年生</li> <li>・ 環境貢献林整備事業に関する協定を締結した人工林</li> <li>・ 過去に15年間一度も森林整備が行われていない人工林</li> <li>・ 分収林契約を締結していない人工林</li> </ul>
区 分	補 助 要 件				
①人工林健全化 (伐採率30%以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林齢16～60年生</li> <li>・ 環境貢献林整備事業に関する協定を締結した人工林</li> <li>・ 過去に15年間一度も森林整備が行われていない人工林</li> <li>・ 分収林契約を締結していない人工林</li> </ul>				

②針広混交林化 (伐採率40%以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林齢16～60年生</li> <li>・ 環境貢献林整備事業に関する協定を締結した人工林</li> <li>・ 過去に15年間一度も森林整備が行われていない人工林</li> <li>・ 分収林契約を締結していない人工林</li> <li>・ 普通林</li> </ul>
③被害木の処理	林齢21年生以上
④簡易作業路の開設	同一年度に①～③の作業と一体的に実施する
⑤簡易な木製構造物の設置	同一年度に①～③の作業と一体的に実施する
⑥事業推進調査	①又は②の整備を実施するために必要な調査で、市町が補助対象である

○ひろしまの森づくり事業(交付金事業)

表2 事業ごとの交付対象となる事業主体

区 分	事 業 主 体
①里山林整備事業	市町, 認定事業主, 森林所有者, その他市町の長が事業を遂行することが適切であると認めた者
②里山保全活用支援事業	森林整備を行う団体(住民団体, NPO, 企業等), 市町
③森林・林業体験活動支援事業	森林整備を行う団体(住民団体, NPO, 企業等), 市町, 学校等
④県産材利用対策事業	
A 県産材木製品普及促進事業	市町, 学校等
B 学校施設木質化推進事業	市町, 学校等
C 木質バイオマス普及支援事業	木質バイオマスの普及等に取り組む団体(住民団体, NPO, 企業等), 市町
⑤環境緑化支援事業	
A 公共緑化	市町, 学校等(公共施設緑化) 民間事業者等(公的空間緑化)

B 緑化支援	緑化活動を行う団体(住民団体, NPO等), 地域住民
⑥特認事業	
A 森林・林業体験 活動支援事業	森林整備を行う団体(住民団体, NPO等), 市町, 学校等
B 県産材利用対策 事業	市町
C 知事が特に必要 と認めた事業	市町
⑦事業推進費	市町

補助要件:表2の①里山林整備事業を実施しようとする市町は,  
あらかじめ森林所有者と事業の実施に関する協定を  
締結すること。

○県産材消費拡大支援事業

表3 補助対象者は次の各号すべてに該当する者

要 件	基 準・条 件
①県内に自ら居住するた めに右記の基準を満た す木造住宅を新築する 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軸組工法により建築された一戸建の 木造住宅</li> <li>・ 延床面積:100m<sup>2</sup>以上</li> <li>・ 主要構造部材に使用する材積のう ち, 県産材を60%以上使用する住宅</li> <li>・ 建築業法に基づく建築工事届が受 理されている住宅</li> <li>・ 会計年度末の3月末までに, 主要構 造部材の工事が完了し, 書類審査 及び現地確認が可能な住宅</li> </ul>
②右記の条件を満たす施 工業者と住宅の建築に ついて契約を締結した 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に営業所を有し, 建設業法に 基づく建築工事業等の許可を受け ている施工業者</li> <li>・ 本事業に係る行為において法令を 遵守することを誓約できる施工業者</li> </ul>
③県税の滞納がない者	—
④県産材モニターとして協 力できる者	—

<p>補助率</p>	<p>○環境貢献林整備事業            定額:事業に要する経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額から①人工林健全化及び②針広混交林化の実施面積に1万円を乗じた金額を減じた額</p> <p>○ひろしまの森づくり事業(交付金事業)            10/10以内(表2の⑥特認事業については,別に知事が認めた額以内)</p> <p>○県産材消費拡大支援事業            定額:30万円/戸(県産材使用率60%以上)            40万円/戸(県産材使用率70%以上)</p>
------------	---